

会 議 録

令和6年度		日時	令和6年12月7日(土) 10時～11時30分
第3回 焼津市子ども・子育て会議		場所	焼津市役所本庁舎会議室7A
議 題	(1) (仮称) 焼津市こども計画案について		
	(委員氏名)	(所属団体名・役職等)	
	永田 恵実子	静岡福祉大学 子ども学科 保育・教育実習センター長 教授	
	武藤 裕子	大井川西小学校 校長	
	村松 幹子	焼津市保育園協会 会長	
	今村 均	焼津市私立幼稚園協会 会長	
	鈴木 正志	焼津市社会福祉協議会大井川支所 所長	
	森岡 真樹	焼津市保育園保護者会連合会 会長	
	山下 庸介	焼津市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 会長	
	星野 真寿美	焼津市 PTA 連絡協議会家庭教育学級副委員長	
	吉田 公輔	焼津商工会議所青年部	
	片山 康俊	志太地区労働者福祉協議会 副会長	
	大石 結香	静岡福祉大学 学生	
出席者 24人	(事務局氏名)	(所属・職名)	
	杉山 佳丈	こども未来部 部長	
	岡村 昇	こども未来部 次長 兼 こども相談課長	
	堀内 千穂	こども未来部 子育て支援課 課長	
	小長谷 邦博	こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主幹	
	飯塚 宏慈	こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主査	
	山本 奈央	こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主任主事	
	鈴木 和希	こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主事	
	一ノ瀬 いずみ	こども未来部 子育て支援課 給付担当 係長	
	朝倉 満	こども未来部 こども相談課 こども家庭相談担当 係長	
	尾村 哲哉	こども未来部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園担当 係長	
	関 章乃	健康福祉部 健康づくり課 母子保健担当 主幹	
	荒井 健	学校福祉部 子ども支援課 課長	
	植村 和広	学校福祉部 家庭支援課 放課後支援担当 係長	
欠席者 4人	飯妻 宏典	焼津公共職業安定所 所長	
	池田 媛香	焼津市公立幼稚園 PTA 代表会長	
	岩ヶ谷 江理	放課後児童クラブほしのこクラブ 保護者代表	
	飯塚 陽成	静岡福祉大学 学生	

- 1 開会
- 2 こども未来部長挨拶
- 3 議事
(1) (仮称) 焼津市こども計画案について

【議長】

本日の案件は1件です。まず、議題(1)「(仮称) 焼津市こども計画案について」です。質疑応答、御意見等は、最後にお受けさせていただきます。事務局、お願いします。

【事務局】

- － 計画案に基づき説明 －
- － 議題に入る前に計画名称に対する意見を求める －
議題ではないため、要旨は省略する。

【議長】

それでは、焼津市こども計画案についてご意見、ご質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。

【委員】

提供区域について、北部・中部・南部という区割りが実態とそぐわないのではないかという話が幼稚園協会ではでている。幼稚園協会の考え方としては、いまは通園バスもあるので、焼津市全体を1つの提供区域とすることも検討いただきたいです。

【事務局】

区域の設定については、国の方針もあり、近隣市町を見てもきめ細かく分けているところが多い。焼津市は市の規模も大きくはなく、ご指摘のとおり施設の偏りがあるという実態も承知していますが、計画としては提供区域単位で需要をまかなえるように整備を進めるという考え方でいきたいことから、2期計画から引き続いて、今回も3区域を設定することとさせていただきたいと思ひます。

【議長】

ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

【委員】

基本理念「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」をそのままサブタイトルに持つてくることはできなかったのだろうか。サブタイトルとして前面に掲げるといふことがあつても良いかと思ひました。

政策としてももちろん、こどもがまんやかなのでこどもとその保護者が前面に出てくるのはわかるのですが、基本方針のなか、もしくは具体的な施策でなくても構わないので、保育や子育て、保健・医療を担う支援者を支えるような文言など入れていただけると嬉

しいと思います。

たくさんの施策が示されていますが、予算あってこそだと思います。焼津独自の施策も多いので予算の確保について目処を立てた上での計画であってほしいと思いますがその辺りはどうでしょう。

【事務局】

基本理念は第2期から取り組んでいるもので、市としても大事にしていきたいと考えており今回も継承することとしました。しかしながら、こども・若者に対する分かり易いメッセージも必要との思いからサブタイトルをつける検討をしており、皆様にお諮りしたという経緯であり、ご理解いただきたいと思います。

子育て支援者への支援策としては、64頁、幼児教育・保育の充実の部分に、保育士や幼稚園教諭に関してうたっている所ですが、この内容で不足している点についてお伺いしたいです。

予算に関しては、確約ができかねるものの、計画を確実に遂行していくという姿勢で予算確保に努めていく考えでいますので、ご理解ください。

【委員】

確かに64頁に記載の内容も必要なことなのですが、保育現場が抱えるさまざまな困難や苦勞に対して直接的に響くような対策が欲しいと思います。保育士等の確保も重要ですが、現場の問題や課題に向き合っていただけるとありがたいと思います。

そもそもなぜ保育士が不足しているのかという根本的なところにもメスを入れていただかないと双方向の支援という形にはならない気がします。

【事務局】

大変難しい宿題をいただいたと認識しております。今この場でお答えすることは出来ないのですが、今後、個別にお話をさせていただき相談した結果を踏まえて検討させていただきますと思います。

【議長】

ありがとうございます。その他ご意見よろしいでしょうか。

【委員】

計画を実施した結果の評価について、評価指標を設定した理由や、アンケート調査で意識を把握するという背景などについてお聞きしたいです。具体的に何が出来たかななどを数値で評価することがあっても良いのではないかと思います。

【事務局】

評価指標については110頁にございます。7つの指標を設定しておりまして、それぞれ説明をいたします。—110頁を説明—

焼津市の考えといたしまして、上位計画も含め毎年ある程度明確な数値で追っていき

る目標値を設定することとしており、それに沿った形で今回の目標を設定させていただいたものです。

【委員】

アンケート調査での意識把握は必要だと思いますが、市として独自に取り組むものについては、具体的に何が出来たかについて客観的な数値で評価するものがあるのも良いのではないかと思います。

【事務局】

計画記載の数値目標は計画全体の振り返りを行うための指標として設定したのですが、個々の事業としての評価は別途具体的に行い、子ども・子育て会議においても毎年ご報告させていただきます。また、こどもの意見についても、国から、どのように取り扱ったのか、どの様に計画等に反映したのかを報告することとされていますので、併せてご報告していきます。

【議長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

前回会議で、結婚のことや就職のことをお話して、計画に反映していただいております。関連して、焼津市として保育士の研修をする場所があると良いと思います。

【議長】

いまの意見の趣旨ですが、保育士になるための心構えや基本的なコミュニケーションなどを学べる機会、初任者だけでなく学生のうちから継続的に学べる場や、それを企画してくれるところで、警察学校ではないけども、何か月か継続して研修できる場があると良い、という趣旨になります。静岡市が動き始めたという話を聞きましたので、提案したいという内容です。

【事務局】

そういった動きがあるということについて、大変ありがたいご意見と捉えています。市としても、関係機関と連携しながら考えていきたいと思っております。

【委員】

そのようなニーズがあるということなので、行政と保育園協会とのタイアップで就職前の取組ができると良いと思います。就職してしまいますと、日々の業務に追われてしまって1年目の初任だろうが20年目だろうが同じ業務をこなさなければならないということは無理がありますよね。せめて役職に応じた役割をとということですよ。持ち帰って保育園協会にも提案してみようと思えました。

【議長】

ありがとうございます。その他ご意見よろしいでしょうか。

【委員】

配慮が必要なお子さんであったり、学童期の問題として不登校があると思うのですが、そういった支援というか取り組みはどのあたりに該当するのか教えていただきたい。

【事務局】

学童期につきましては68～71頁までは放課後児童関連の施策です。また、不登校への対応についても、57頁、69頁の102や103などが、対象となります。

【委員】

それぞれの施策で状態に応じた対応をされているということと思いますが、実際問題としてカウンセラーや家庭訪問を行う方が各学校に常駐できていないなかで、目の前にいる問題や課題を抱えているお子さんへの対応で手一杯で不登校のお子さんまでは手が回らないという声も聞きます。そのあたり対応を充実させていただく必要があるのかなと思います。

【事務局】

不登校について、学校に行くことはできるけれど教室に入りにくいお子さんにつきましては、校内に教育支援センターを設け「心の教室相談員の配置」をし、支援しています。学校に行くことも難しいお子さんにつきましては、3ヶ所目のチャレンジ教室を設置して不登校のお子さんが少しでも社会的自立が図れるよう支援をしています。

さらに、なかなか家から出ることも難しいようなお子さんについては、カウンセラーを派遣するというよりも、焼津市教育委員会で学校福祉部という新たな部署を設けたので、学校福祉部の職員が直接家庭訪問等をして少しでも外に出られるように支援をしています。

【委員】

学校に在籍しているお子さん達は良いのですが、それ以降の年代になると支援から一気に離れることとなります。市内にどれだけいるのかは分からないのですが、そういったひきこもりの若者への支援についてはどのように考えられていますか。

【事務局】

青少年教育相談センターが対応する範囲になります。具体的には、56頁の73などが該当します。青少年教育相談センターはもちろん来ていただいていたの相談も受け付けていますが、メールや電話での相談も受けられるようにしています。実際には、電話での相談が多くなっています。センターでは相談を受けるなかで更に福祉的支援が必要であれば状況に応じて対応をしている所です。

【委員】

青少年の教育相談の中に組み込まれているということで理解しました。

【議長】

ありがとうございます。不登校に関連して、昼間の居場所があるということですが、それらと学校の出席との関係はどうなっていますか。

【事務局】

校内の教育支援センターは普通に出席扱いになります。チャレンジ教室も同様で、フリースクールなども学校と連携いただいている所であれば出席扱いとなっています。他市のフリースクールについても、学校と連携していただける場合には出席扱いとなるようにしています。

【委員】

焼津市は、こども支援課や学校福祉部があるので、いろいろなケースを知っている方がいらっしゃるって、いろいろな対応策を教えていただけるので非常に心強いと感じています。自分たちでは対応が難しいケースでも、専門的なサポートがいただいているので大変ありがたく思います。

【議長】

ありがとうございます。次のご意見をお願いします。

【委員】

本当にたくさんの施策を実施していただいていることが分かり、安心しました。

今回こども・若者の対象者が、何歳までを想定しているのかを教えてくださいたいと思いました。自分の認識では、こども計画ということで、小さいこどもが対象と考えていたため、対象者の範囲が広いなと感じました。

先ほどの委員のお話で不登校のお話が出たのですが、本当に不登校の子たちが急増していて、その子たちが大人になって働けるようになるのかなという事については、社会的な問題としてみんなで考えていかなければいけないと思います。

また、第3期計画ということで、第1期、第2期の成果や評価も盛り込むと第3期の目標値に説得力が増すのではないのでしょうか。また、こども大綱の6つの柱と、焼津市の3つ基本方針については、関連性や繋がりなどが分かると良いなと思いました。

【事務局】

若者の定義について20代や30代とする法律もありますが、こども基本法では、心身の発達段階にある人は全て「こども」と定義しているため、こども計画では広い年齢層を対象としています。

1期、2期から3期に向けての繋がりという観点についてですが、今回はこども基本

法に基づく「こども計画」ということで、これまでの子ども・子育て支援事業計画（1期と2期）を包含しつつ、「こども計画」という新たな計画を策定する形となっておりますため、前の計画と繋がっていない部分も多くなっています。

6つの柱と市の3つの基本方針に関してですが、新しい計画ということで、国からは、こども大綱において基本方針とは別に3つの重要事項が示されており、「ライフステージを通じた支援」と「ライフステージ別の支援」と「子育て当事者の支援」に分けて計画をつくりなさいという指針がでておりますので、それに準じた構成としております。

【議長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】

学校福祉部ができ、教育の中でも福祉の目をもって子ども達に対応していくということなので、68頁の学童期・思春期-学校等におけるこどもの健やかな成長支援、のところ、「学校内外の様々な関係機関との連携を図りながら、子どもたちが安心してのびのびと学校生活を過ごしていけるように取り組んでいく」という文章のなかにも「福祉の視点をもった連携」などの言葉が入ってくると、より「切れ目のない支援」ということが具体化されるのではないかなと思いました。

子どもたちが抱える多様な困難に対しては「福祉の視点」で対応するという姿勢が今後はもっともっと必要になってくると思います。施策の具体的な展開については現在の内容で良いとして、方向性として盛り込んでいただけると、焼津市の姿勢がより示されることになるのではないのでしょうか。

保育と学校教育のかけ橋ということが言われているのですが、そこにもう一つ教育と福祉のかけ橋という視点も含めていくと、乳幼児教育と学校教育がかけ橋で繋がれていく良い状態がつかれると思います。

【事務局】

57頁に福祉に関する観点について記載がありますが、この内容では不足ということでしょうか。

【委員】

学校教育の部分でも入れていただきたいという趣旨です。

【議長】

少し伺いたいのですが、スマイルライフ推進課の家庭の教育力向上に関する取組についてですが、ターゲットは乳幼児期でしょうか学童期も含まれていますでしょうか。

【事務局】

具体的には家庭教育学級のことになってきますが、主に幼稚園と小学校の保護者さんに集まっていただいて定期的に家庭の教育に関する勉強会をしております。小学校は学

校単位、幼稚園については園での活動が基本ですが、学校単位ではなく少し広い地域で設置している場合もあります。

【議長】

13 頁に女性労働力のM字カーブが緩くなっている実態が記載されていますが、その一方で子育てをする上での不安として「子育てによる身体の疲れを感じる」や「子どもが思うようにならないとき、イライラする」、「仕事と子育ての両立が難しい」などが多くなっています。働く母親が増えている中で、家庭への継続的な支援が必要で、それが幼児期と学童期だけでなく、もっと前の時期や思春期以降のこども達へも繋がることだと感じました。そういう横だけでなく縦の繋がりを意識した取組がどこかであるといいなと思い、それがスマイルライフ推進課でやっておられたらいいのですが、どうでしょうか。

【事務局】

スマイルライフ推進課では、家庭教育学級やすくすぐ広場といった事業をうまく活用・推進することを支援しています。子育て支援課でも子育て支援センターなどには同じような月齢のこども達がたくさんいますので、保護者間の交流を図ってもらうような取組をしています。そこでできたサークルが、こども達が成長した後でも続いていることもあると聞いています。

そのような保護者が孤立しない「子育ての輪」を作る支援を一生懸命やらせてもらっています。

【議長】

それでは、皆様からいただいたご意見をご参考に計画を修正していただきたいと思っております。

今後修正等が生じた場合には、計画そのものに影響を与える場合以外において、私、会長一任とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

それでは本日の議事は以上です。委員の皆様、会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。